

特定非営利活動法人子育て支援おやこ 消防及び防災計画

【1】目的

この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、特定非営利活動法人子育て支援おやこの消防及び防災管理についての必要事項を定めると共に、火災、地震、台風、水害等の災害の未然防止及び人命の安全と被害軽減を図ることを目的とする。

【2】指揮系統と任務

火災及び災害時の指揮系統として、防火・防災管理者、火元責任者、消火係、避難誘導係、救護係を置く。防火・防災管理者は教室管理者とし、その他の係の氏名は別紙に記入し室内に掲示する。

(1) 防火・防災管理者は、防火及び防災管理業務について、全ての責任をもつ者として、業務を適正に遂行できる権限を持ち次の業務を行う

- ア 消防、防災計画、消火、通報および避難訓練の計画の作成、実施及び指導
- イ 消防、防災用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- ウ 火気の使用または取り扱いに関する指導監督
- エ 消防用設備等の設置位置図及び避難経路図の作成
- オ 火元責任者、消火係、避難誘導係、救護係の指定
- カ 避難時の指揮命令、情報収集、関係機関との調整
- キ 利用者及び職員に対する防災教育の計画の作成、指導
- ク その他防火、防災管理上必要な業務

(2) 火元責任者の業務

- ア 火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認、その他火気管理
- イ 火事、災害時における火気使用設備器具等の消火、自動消火及び自動停止等安全装置の作動確認
- ウ 防火・防災管理者の補佐

(3) 消火係の業務 火災発生時その初期消火活動

(4) 避難誘導係の業務 火災発生時及び災害時、児童の安全確保と避難誘導

(5) 救護係の業務 火事、災害時、負傷者の応急手当・病院への搬送の手配

【3】職員の遵守事項

(1) 建築物等の検査

- ア 建築物、防火戸等の機能の適否
- イ 廊下、避難通路、階段、非常口等の安全確認

(2) 火気使用設備検査

- ア 調理室、コンロ、湯沸かし器などの火気使用設備器具の安全点検、換気
- イ ストープ、ファンヒーターの設置の適否、換気

(3) 電気設備、機械設備の検査

- 電気回線、電灯、その他の電気器具の安全確認

(4)危険物施設検査

設備及び貯蔵取り扱い上の適否、その他危険物品の安全確認

(5)消防用設備等の検査

消火器、消火栓、火災報知設備等の機能の維持管理、整備

【4】火災発生時の動き

(1) 通報、連絡

ア 火災を発見した者は、消防署に直接連絡するか、事務室に通報の依頼をする。

イ 連絡を受けた者は、消防署への通報を確認するとともに、出火場所を事業所内に知らせ、消火、避難誘導を指示する

ウ 防火・防災管理者に連絡する。

(2)初期消火

消火係は、出火場所に急行し、近くにある消火器を用いて初期消火活動を行う。

(3)避難誘導

避難誘導係及び各部屋の責任者は、安全な避難誘導を行う。

ア すべての保育を中止し、近くにいる利用者を集める。

イ 火災発生場所を確認した後、出席簿、フェイスシート、携帯電話、外出用リュックを持ち、防災頭巾をかぶせ、必ず職員と児童は手をつなぎ、または背中におぶり、安全な避難通路を選択し避難場所へ避難誘導を行う。

ウ 避難場所の安全な所に組別に集め人員点呼を行い、負傷者、逃げ遅れの確認を行い、防火・防災管理者に報告する。

(4)火災時の避難場所

乳幼児親子教室	住吉一丁目公園または第2乳幼児親子教室
第2乳幼児親子教室	住吉一丁目公園または乳幼児親子教室
第3親子教室うみべ	海辺公園または都立大江戸高校

(5)防護安全措置

防火・防災管理者は各室内を巡回し、逃げ遅れた者がいないことを確認した後、ガス栓の閉鎖、防火戸を閉鎖する。

(6)応急救護

救護係は、負傷者の応急処置を行う。

負傷者の症状、氏名、年齢等の必要事項を記録し、救急隊と連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるよう努める。

【5】地震・台風・水害等の防災対策

(1)地震・台風・水害等の災害対策のため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、棚、備品などは、壁や床に固定するなどの転倒、落下防止措置を行う。

イ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

(2)飲料水、非常食、医薬品、携帯電話、懐中電灯、携帯ラジオ等の備蓄品を確保し、リストを作り、定期的に点検整備を実施する。

【6】地震、台風、水害等災害時の動き

- (1) 情報の収集を行い、速やかに防火・防災管理者に報告し、その指示を受け、職員に伝える。
- (2) 地震の時、火気設備器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、火元責任者はその確認をして、出火防止をする。
- (3) 地震動終了後、防火・防災管理者は、建物、火気設備器具について点検し、異常が認められた場合は応急措置をし、安全を確認した後使用する。
- (4) 避難誘導 避難誘導係または各部屋の責任者は、安全な避難誘導を行う。
 - ア 保育を中止し、利用者を落ち着かせ、防火・防災管理者から避難命令があるまで、照明器具の落下に注意しながら、机の下など安全な場所で待機させる。
 - イ 避難場所の順路、道路状況、地域の被害状況の情報を把握する。
 - ウ 避難は、テレビやラジオ、市区町村が発表する警戒警報の情報をもとに、防火・防災管理者の命令により行う。水害発生の恐れがあると判断した場合、江東区のハザードマップを確認する。
 - エ 避難時は、フェイスシート、携帯電話、充電器、外出用リュック、避難袋を持ち、防災頭巾をかぶせ、必ず職員と児童は手をつなぎ、または背中におぶり、安全な避難通路を選択し避難場所へ避難誘導を行う。保護者に連絡する。
 - オ 避難後、責任者は速やかに人員を確認し、防火・防災管理者に報告する。保護者の引き取りがあるまで、安全な場所で利用者を保護する。
 - カ 災害により電話、メールがつながりにくい状況になった場合の災害用伝言ダイヤルの伝言板提供が開始された時は、利用者の安否情報を伝言する。
- (5) 市区町村の発令する警戒レベルと対応措置
 - 警戒レベル 1 携帯、テレビ、ラジオなどで情報を集め、各教室で状況を確認する。
保護者へのメール（児童を引き取りに来ることが出来る方は、危険のない範囲で来てもらう）
 - 警戒レベル 2 避難の準備をする
 - 警戒レベル 3 緊急指定避難場所に避難する 緊急指定避難場所への非難に危険を及ぼしかねないという状況の場合は、建物の上の階に避難をする

(6) 避難場所

	第 1 避難場所	緊急指定避難場所	広域避難場所
乳幼児親子教室	住吉一丁目公園	東川小学校	猿江恩賜公園
第 2 乳幼児親子教室	住吉一丁目公園	東川小学校	猿江恩賜公園
第 3 親子教室うみべ	海辺公園	川南小学校	木場公園

【7】防火防災訓練

火災、災害を最小限にとどめるため、技術を習得し、それぞれの職員が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

- * 消火訓練 5月、11月 消火設備の位置、性能等の習得
- * 通報訓練 8月、2月 消防署への通報、園内通報
- * 避難訓練 5月、8月、11月、2月 安全な場所に迅速に避難誘導する
- * 総合訓練 9月 大規模地震を想定した訓練も併せて実施

【8】防災教育

(1) 職員に対する防火・防災に関する教育は、次のようにする。

- * 新入職員 採用時1回
- * 正規職員 4月年1回
- * 非常勤職員 採用時1回

(2) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行う。

- ア 職員が守るべき事項について
- イ 火災発生時の対応について
- ウ 地震発生時の対応について
- エ 台風、水害発生時の対応について

避難袋に入れて持っていくもの

(食料、水、救急袋、懐中電灯、タオル、オムツ、ティッシュ、ウェットティッシュなど) 携帯電話、充電器、フェイスシート、出席簿、緊急時の薬(ダイアアップ等)

附則 本計画は、平成23年4月1日から施行する。

附則 本計画は、平成30年4月1日から施行する。

附則 本計画は、令和元年12月1日から施行する。

--	--	--	--